

詳細分析

I 各設問に関する分析

【1】人権への正確な認識

問1では、人権に関する宣言や条約・法律・条例の認知度について、前回調査に引き続き、問いを設けた。

日本の最高法規である「日本国憲法（以下「憲法」という）」の三大原則の一つは「基本的人権の尊重」である。「人権」とは、「権利と自由」の総称を指す表現であり、権利と自由は、憲法で、個別具体的に規定されているものである。世界人権宣言や、今回の問いには入っていない「国際人権規約」でも、人権が具体的に規定されており、人権の基本は「すべての人は、生まれ持って無条件に権利と自由が与えられる」とされている。問2の「R. 権利ばかり主張して義務を果たさない人が増えている」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせると65.9%という結果になっているが、憲法や世界人権宣言では、「すべての人は生まれ持って権利と自由を有している」という旨で規定されていることから、この「考え方」は、明確に誤りであることを指摘しておきたい。

すべての人の人権保障に向けて、具体的な取組を規定しているのが、今回問1で設けた法令であり、これらの法令を理解せずして、人権を正確に理解することができない。よって、人権を侵害したり、制限したりする行為に、差別があり、それら差別の解消に向けて、目的や理念、方策等を規定している各法令への認識が必要となる。

9年前に実施された前回調査との比較を見ていくと、その認知度が市の施策によって向上したとは言い難い結果が示されている。法令の認知を高めることは、市民に正確な人権への理解を得るだけでなく、自分自身にはどのような権利や自由があるのかを認識することができ、権利や自由が脅かされた場合、侵害されている、制限されていることを自覚することにつながり、対抗するための手段を講じることにつながるができるようになる。市民に向けた人権への正確な認識につながる、きめ細かな周知の取組が求められる。

【2】人権に関する問題への捉え方

【1】の正確な人権への捉え方が、市民の人権に関する問題への捉え方などに影響をおよぼしていく。

「B. 部落差別はいけないことだが、私とは関係のない話だ」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて24.8%と、約4人に1人が回答している。被差別当事者、マイノリティ（社会的少数者）が差別を受ける原因は、被差別当事者やマイノリティの側に一切ない。特定の属性が、この社会においてマイノリティ側にあるだけで、マジョリティ（社会的多数派）が被らない差別や人権侵害が発生する原因は、この社会で、平均してマジョリティには優位に、マイノリティには不利に働く構造が存在しているからである。その構造は、

マジョリティによってつくられ、マジョリティによって維持されている状況にある。例えば、「駅にエレベーターがないことにより、『障がい』者が駅を利用できない」状況にある。映画やドラマなどで字幕スーパーがないことにより、「観る」ことができても、「聴く」ことができずに映画やドラマを楽しめない聴覚「障がい」者がいる。同性婚が認められていないことにより、異性愛者と同様の制度上の婚姻関係になれず、そのことで様々なサービスから排除されている同性愛者がいることは誰の問題なのか。つまり、マジョリティは努力や実績など無関係に、権利や自由が守られ、様々なサービスも自動的に受けられるのに対し、マイノリティには、権利や自由が守られない制度があったり、サービスの適用外となったりするような問題が起きており、それはマジョリティによってもたらされている。

このような基本原則にたつて、各項目を見ていくと、「D. 同和地区の人には、差別されるだけの理由がある」は、「同和地区出身者」という特定の属性による評価により、差別を受けても仕方がないなどと考えるのは、言語道断であることは言うまでもない。マイノリティであることを理由に、否定的な評価が偏見や差別となって発生しているが、日本人・異性愛者・障がいのない人・同和地区出身でない人などの属性で、個人の人間性を判断することは到底できないことは当然であり、それはマイノリティも同様である。

「E. 同和地区の人は優遇されている」では「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせると 26.8%と約4人に1人以上となっている。この考え方は、同和対策事業特別措置法に基づく住環境の改善や、奨学金制度などの個人施策を優遇だと評価している考え方である。施策は、同和地区・同和地区住民という、特定の属性を対象に実施されてきたものであり、同和地区以外・同和地区出身者以外は、事業の対象外となっていた。その取組だけを捉え、不公平感を抱く人たちが、マイノリティは優遇されているという意識を有している場合が多い。しかしながら、「人・もの・こと」には必ず歴史やバックグラウンドがあるように、同和対策事業についても、この事業が特定の地域・特定の人を対象に実施される必要性を有する歴史的背景や課題があることで事業が展開されてきた。他にも、例えば、都市部で配備されている「女性専用車両」を「ずるい」と考える人たちが実際にいる。痴漢などの性暴力が電車内で行われ、男性も被害に遭うが、被害の度合いは、より酷く厳しく女性に及び続けてきたという具体的事実から、まずは性被害から女性を保護するための特別措置として取り組まれているのが「女性専用車両」の配備であり、人権保護の取組である。誰かを優遇するために国や地方公共団体は政策を展開するのではなく、特定の属性に必要な施策を実施しなければならない現実があり、その必要な施策は、憲法等で規定された人権を保障することを目的に実施されている正当なものである。

「F. そっとしておけば、部落差別（同和問題）は自然になくなっていく」についても、人権問題は社会問題であり、構造的な問題であることから放置しておいて自然に解決されていくような性質のものではない。女性に性暴力が酷く及ぶ構造や、三重県は経済分野のジェンダーギャップが都道府県で 46 位と、深刻な男女間の賃金差がある構造などと同様に、部落差別は婚姻の自由を侵害する結婚差別をはじめ、様々な権利や自由を侵害している社

会問題である。こうした問題が生じる構造は、放置しておけば、より酷くなっていく性質をもったものである。

また、「Q. 思いやりや優しさをみんなが持てば、人権問題は解決する」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせると 60.7%と 6割を超えているが、人権問題は、社会構造の問題であり、思いやりや優しさとは別個のものとして捉える必要がある。個人の心情で解消できるものではなく、人権問題が生じないように構造を変革する施策の展開が必要となる。

2025年は、同和対策審議会答申が出されてから60年の節目の年にあたる。答申のなかで、『寝た子をおこすな』式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない」と明確に否定されている。1871年、太政官布告（いわゆる「解放令」）が出されてから50年もの間、部落差別解消を目的とする国や地方行政による政策、学校等における部落問題学習などは、一切取り組まれてこなかったことで、部落差別はより深刻化していき、貧困も蔓延するなかで、全国水平社が創立された。差別や人権問題は放置すれば、維持され、また悪化する社会問題である。

前回調査との比較では、全体的にゆるやかに、人権意識の向上が見られたり、現状維持の項目もあつたりするなか、「O. 外国の人が日本に住む場合、日本の文化や慣習にあわせるべきである」は、他の項目と比べても突出して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせた結果が増加している。インバウンド等で、これまで以上に、急速に海外からの旅行者が増えている状況や、市民と接する機会が増えているなかで、確かな知識などを持っていないと、漠然とした不安を抱きはじめってしまうことの影響、これまでは遠いところにあるテーマだったものが、急速に身近な問題となったことで、潜在化していた意識が表出していることなどが考えられる。今こそ、本格的で、有効な多文化共生の実現に向けた施策の展開が求められる。

【3】取組を規定する「差別の有無等への現状認識」

2004（平成16）年10月1日に施行された「志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例（以下「市条例」という）」では、第3条で「市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。」と規定している。市民が差別解消への施策に協力するためには、今、差別があるのかどうか、どのような差別があるのか、何故、差別が今も存在するのかなどの正確な現状認識により、具体化される条文でもある。

これを踏まえ、問3では、志摩市内を念頭に、部落差別（同和問題）、障がい者問題、外国人問題、女性問題、性の多様性の5つに関して、差別の現状認識をたずねた。「明らかな差別がある」では、最も割合が低かったのが「外国人問題」の7.1%、最も割合が高かったのは「性の多様性」の10.7%となっており、1割前後程度の現状認識となった。「どちらか

といえば差別がある」は3割台、「ほとんど差別はない」では19.7%から30.1%、「わからない」は17.7%から32.2%となった。差別があるかどうか、どのような差別が今なおあるかどうかについて、個人的に差別を「見たことがあるか」「聞いたことがあるか」で判断されるべきものではない。「何が差別にあたるのか」の正確な認識、「どのような差別があるのか」を具体的なエビデンス（根拠）をもとに、客観的に認識することが必要であり、思い込みや憶測ではかるものではない。

属性では、性別の項目を設けた。男女間において、項目の回答に差が生じたのは、問2-G、問2-J、問3-D、問7-F、問11となった。【2】のように、実際に被害を受けているマイノリティの世界観と、属性による差別等の被害を受けない、受けにくい、属性を意識させられないマジョリティの世界観には、大きな差が生じている。障がいのない人が「障がい」者差別を実感する、日本人が外国人差別を実感する、同和地区出身者でない人が部落差別を実感することは容易ではない。だからこそ、知ろうとする・学ぼうとする能動性なしに、マジョリティが差別の現実を認識することは難しい。また、講演会や研修会等で、マイノリティが自身の被差別体験や不安などを語ることを「当たり前」にすることには問題がある。マジョリティは、自分がマイノリティではないが故に、マイノリティに対し、「差別の現実がどうであるか、「マジョリティに何をどうしてほしいか」を結果として求めるような態度は許容できるものではない。マジョリティはマイノリティから学ばせてもらう姿勢が必要であり、何より本を読んだり、視聴覚教材を見たり、ネット上のコンテンツを積極的に視聴することなどにより、アップデートすることができる。差別解消の責任を、差別を受けている・受ける可能性があるマイノリティに課してはならない。

差別を受けた被害者は、容易に声をあげられず、泣き寝入りとなっている状況があるなかで、積極的に差別の有無などを把握しようとしなない「受け身の人」には、より差別被害の声は届かない。問14-1で、人権侵害を受けた市民は10.9%となっているなかで、問14-3では、人権侵害への対応について「何もせず、がまんした」が35.7%にも及んでいることは、まさに泣き寝入りそのものである。このように、差別は潜在化しやすいものであるという基本的な認識、マイクロアグレッション（無意識の日常的差別）や構造的差別などの基本的な認識を、市全体で備え直すことが求められる。

【4】プライバシー等の侵害となる身元調査

問4に関する項目は、個人のプライバシー権にかかわる内容であり、A～Eの属性や個人に由来する情報を誰に提供するか、どのように提供するかは、その個人が判断するという基本的人権に係わるものである。よって、A～Eの内容は、本人の許可なく、他者が詮索する行為は権利侵害となる。しかしながら、今回調査でも「調べるのは当然だ」「感じはよくないが必要だ」で約3割から5割を超える結果となっており、前回調査と比べても小幅な改善

の程度であり、改善に向けた具体的施策が展開されたとは言い難い結果となっている。後にも、同様のことが言えるが、市民が市民の権利を侵害する行為は、法的に規制される必要がある。

問4以降の項目に関連するが、市条例では、前述したように第3条で「市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。」と規定しているが、調査結果では差別を肯定する意識が見受けられる。

【5】居住・移転の自由をめぐる問題

問5では、「障がい」種別での施設コンフリクト（「障がい」者向けのグループホームや介護施設などの建設を巡って、近隣住民が反対運動を起こす社会問題）に対する意識をたずねたところ、施設コンフリクトは人権侵害であるという認識について、「身体障がい」が71.6%、「知的障がい」が62.8%、「精神障がい」が48.4%と、「障がい」種別による意識の差がはっきりと見られた。本来、「障がい」の有無や「障がい」種別は無関係に、施設コンフリクト自体に問題があることは言うまでもないが、特に精神障がい者、また障がいそのものへの誤解や曲解、偏見や差別意識は深刻な状況にあり、「計画に反対する」は8.1%となった。

問6で、マンションの家主が、属性を理由に入居を拒否する事案の捉え方についてたずねた結果を見ても、属性による差が生じていることがわかる。特定の属性を理由に入居を拒否することは明確な権利侵害である。

【6】婚姻の自由の侵害となる結婚差別、潜在化し続ける感染症問題

問7は、子どもの結婚相手がマイノリティであった場合の態度について問うた。「まったく問題にしない」では、最も割合が低かったのは「HIV陽性者」で4.5%、最も割合が高かったのは「同和地区出身者」で26.0%と、約4人に1人という結果となった。一方で、「考えなおすように言う」「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」をあわせると、最も割合が低かったのは「外国人」で19.9%、最も割合が高かったのは「HIV陽性者」で67.7%となった。自身の子どもの「婚姻の自由」を侵害するという意識が低くて5人に1人、高い場合は7割近い結果となっており、潜在的な差別の厳しさが、意識調査という仮定の質問において明らかになった。特に、最も割合が厳しかった「HIV陽性者」については、コロナ禍における差別や偏見などの感染症をめぐる問題を生じさせる意識が、未解決のまま鎮静化している可能性があると言える。

問8ではハンセン病回復者と家族、問9はHIV陽性者をめぐる問題についてたずねた。問8のハンセン病回復者と家族をめぐる意識は若干の改善がみられるが、HIV陽性者に関しては前回調査とほとんど変化のない結果となった。具体的な取組が講じられていない「寝た子を起こすな論」は、9年経過をしてもなお、差別意識の改善につながっていないと言える。

【7】差別や人権侵害が横行するインターネット問題

問 10-1、問 10-2 では、インターネット（以下「ネット」という）問題についてたずねた。ネット上における誹謗中傷などの影響により、実際に人が自死に至る取り返しのつかない問題が発生し続けている。また、差別により、プライバシーの侵害、名誉権の侵害、不当に差別されない法的利益が脅かされる事態も生じている。それほど深刻な問題に対して、「許せない人権侵害だと思う」が 50.9%と半数にとどまっており、事の深刻性が広く認知されているとは言い難い。

ネット上の誹謗中傷や差別に関する相談窓口について、最も割合が高かったのは「三重県人権センター」で 43.1%となっている。調査実施時期が、高校野球が放映されており、コマーシャルで三重県が制作した人権CMが報じられていることの影響があることも考えられる。「志摩市人権市民協働課」は 25.7%と約 4 人に 1 人の割合となっており、課が設置されてから今日までの期間を考えると、高い結果とは到底言えず、三重県人権センターよりも 17.4 ポイントの差がある。地元の相談窓口を広く市民に周知する取組が十分であったとは言えないだろう。

【8】子や孫が性的マイノリティであった場合の態度

問 11 では、子どもや孫が同性愛者、トランスジェンダーであった場合の態度をたずねた。子どもや孫が同性愛者であった場合の交際・同棲・カミングアウトについて、7 割前後は子どもや孫の意思を尊重するとしている一方、それぞれの項目で約 2 割から 3 割が尊重しないとされている。子どもや孫がトランスジェンダーであった場合の服装・名前の変更・性別適合手術・戸籍の変更・カミングアウトについて、6 割以上から約 8 割が子どもや孫の意思を尊重するとしているが、1 割強から 3 割近くが尊重しないとされている。年齢では、若年層の尊重する意識が高く、年齢の高い層の意識に大きな差が生じており、学習経験の状況からしても、学習することの重要性が明らかとなっている。

【9】未だ根強い土地差別

問 12 では、物件をめぐる差別に関する問いにおいて、「物件が同和地区内にある」場合と「外国人の集住地域が近くにある」場合、「どれだけ条件がよくても買わ（借り）ない」が 3 割を超えた。実に市民の約 3 人に 1 人が、これらの条件の物件の場合は購入（賃借）を見合わせると回答しており、差別意識の厳しさを示している。

また、問 13 では、同様の条件で、子どもや孫が物件を購入（賃借）しようとしている場合も、3 割近くとなった。特に、問 13 の B に関しては、2023 年に報道されたように、三重県内の教育公務員夫婦が、契約した土地が被差別部落であることを理由に、契約解除を申し出た土地差別事件と同様の問いであり、3 割近い市民が、同様の行為におよびかねない意識となっている。同和地区やマイノリティの近隣に住むことを避けたいとする明確な偏見に基づく意識を有する市民もいるだろうが、これまでの差別事案等から考えると、居住するこ

とで差別的な扱いを受けるのではないか、それが自身や家族におよぶ可能性があるとした場合、その可能性を摘んでおきたいとして、明確な差別性を有しているというよりも、差別を受けたくない・家族に受けさせたくないなどの理由により、物件の購入（賃借）を見合わせる可能性が高い。差別は、悪意や差別的な意図をもって行われることは少ない。つまり、意図や悪意なき差別意識であることがうかがえる。しかし、悪意や意図がなくても、結果として差別は成立するのであって、これまで悪意や意図のない差別に関する教育や啓発の課題により、忌避意識の払拭にまでつながっていないこともうかがえる。

【10】市民の人権侵害被害の実情

問 14-1 では、人権侵害を受けたとする市民は、前回調査と同様に 1 割におよんでいる。問 14-2 の被害の内容で、「あらぬうわさ、悪口で名誉・信用を傷つけられた」が 37.1%、「パワー・ハラスメントを受けた」が 31.4%、「仲間はずれやいじめなどを受けた」「プライバシーを侵害された」が 22.9%、「差別を受けた」が 20.0%となっている。性別で見ると、「あらぬうわさ、悪口で名誉・信用を傷つけられた」は「男性」の被害が高く、「家庭で虐待や暴力を受けた」は「男性」は 0.0%で「女性」が 16.3%、「セクシュアル・ハラスメントを受けた」も「男性」は 0.0%で「女性」が 20.9%、「公的機関や企業、団体などによって不当な扱いを受けた」は「男性」が高い。年齢においても被害はさまざまなかたちで生じている。家庭内暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、国の統計としても女性に酷く厳しい被害が生じている状況は、市内においても同様の構造が蔓延、浸透していることがわかる。

問 14-3 では、「家族や友人など身近な人に相談した」で 45.7%、「何もせず、がまんした」が 35.7%、「相手に抗議した」「会社の上司や学校の先生などに相談した」が 27.1%、「市の相談窓口相談した」「警察に相談した」「弁護士に相談した」が 5.7%となった。身近な人への相談ができる一方で、問題の解消につながるための市の相談窓口への相談が 1 割に達しておらず、これまでの相談体制のあり方への課題を提起していると言える。

【11】人権に関する講座等への参加

問 16 では、過去 8 年間で市が開催している人権講座や保育所（園）や認定こども園、幼稚園、小学校・中学校での人権講演会に参加した経験についてたずねた。1 回以上、参加した市民は 13.1%と 2 割に達しておらず、「参加したことがない」は 82.5%と 8 割以上に及んだ。前回調査において、講座等への参加経験がある市民は、参加したことがない市民と比べ、人権意識が高い相関関係が見られたなかで、8 年間で、保育所（園）や小中学校等における保護者や地域住民を対象とした人権講演会等の実施頻度や実施方法、市主催の人権講座等の実施頻度や実施方法に関し、どこまで有効に機能していたか等の評価と改善が求められる。

【12】マイノリティとの関係性

問 17 では、マイノリティとの関係性に関する問いである。マイノリティとの関係性が市民意識にどのような影響を与えるかについては、次の項のクロス集計で分析結果を紹介する。

「いない」という選択に関して、「A. 同和地区出身者」では 51.3%、「B. 障がい者」では 37.1%、「C. 外国人」では 65.6%、「D. 性的マイノリティ」では 67.4%、「E. 人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人」では 55.8%となっている。「E. 人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人」を除いた A から D に関して、外見的な情報だけで判断できるものではない属性に関し、「いない」という認識によって、自身が認識していないだけで、マイノリティ性を有する友人や知人などが身近にいるにもかかわらず、いない存在として扱ってしまい、疎外感などを与える状況になっている可能性を示している。「D. 性的マイノリティ」に関しては、日本において約 10 人に 1 人がマイノリティ当事者として存在しているとのデータがあり、家族のなかに同性愛者やトランスジェンダーなどの性的マイノリティがいて当たり前という現状にある。そうしたなかで、「いない」という認識は、家族のなかで疎外感を与えるとともに、家族の前で、性的マジョリティであるように演じさせられるような状況が生じてしまい、非常に生活しづらくなってしまったり、家族の言動により、傷つけられたりしてしまう恐れがある。「いない」という確信をもつのではなく、「いるかもしれない」との認識をもつことが必要である。

II クロス集計分析

ここでは、項目間のクロス集計を通じて、より詳細な市民意識を探るとともに、意識の改善に向けた糸口を、前回調査と同様に明らかにしていきたい。

【1】寝た子を起こすな論の正体

前回調査との比較でも、大きな変化のなかった問 2 の部落問題に関する項目でクロス集計を行なった。問 2-F 「そっとしておけば、部落差別（同和問題）は自然になくなっていく（以下「寝た子を起こすな論」という）」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて「そう思うグループ」とし、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」をあわせて「そう思わないグループ」とした。

その上で、問 7 「仮に、あなたのお子さんが（いない場合は、いると仮定してお答えください）恋愛し、結婚を考えている相手が次の人であれば、あなたはどのような態度をとると思いますか」で「C 同和地区出身者」の回答とクロス集計を行ったのが、表 1 である。「無回答」は除外した。

「寝た子を起こすな論」について「そう思うグループ」の「考えなおすように言う」の割合が最も高く 38.0%となっており、そっとしておけば解決すると考えているにも関わらず、

自らは結婚差別を肯定するという矛盾した意識を示している。一方、「寝た子を起こすな論」を否定する「そう思わないグループ」で最も割合が高かったのは「まったく問題にしない」で 56.3%となった。寝た子をおこすな論を肯定している層は、寝た子を起こすな論を否定している層よりも、結婚をめぐるでは差別する側になるリスクの高さを示したと言える。

表1 寝た子を起こすな論と結婚差別意識とのクロス集計

		問2-F そととしておけば、部落差別（同和問題）は自然になくなっていく		
		そう思うグループ	どちらともいえない	そう思わないグループ
出問 身7 者 と 子 ど も が 結 婚 す る 同 和 地 区 の 態 度	まったく問題にしない	25.1%	18.6%	56.3%
	迷いながらも、結局は問題にしないだろう	24.4%	28.4%	47.3%
	迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう	20.9%	40.3%	38.8%
	考えなおすように言う	38.0%	20.0%	42.0%

次に、問12「もし仮に、あなたが住宅を探しているとした場合に、間取り、交通の便、環境、値段など、自分の目で確かめ、気に入ったとします、その後、その家のすぐ近くに次のような条件があるとわかった場合、あなたはどうしますか」で「B 物件（住宅）が同和地区内にある」の回答とクロス集計を行ったのが、表2である。なお「無回答」は除外した。

「寝た子を起こすな論」について「そう思うグループ」の「どれだけ条件がよくても買わない（借り）ない」が 23.8%となっており、放置しておけば解決すると考えているにも関わらず、自らは土地差別を肯定するという矛盾した意識を見せている。一方で、「寝た子を起こすな論」を否定する「そう思わないグループ」で最も割合が高かったのは「まったくこだわらないのでその家を買う（借りる）」で 53.9%となった。

表2 寝た子を起こすな論と物件忌避意識とのクロス集計

		問2-F そっとしておけば、部落差別（同和問題）は自然になくなっていく		
		そう思うグループ	どちらともいえない	そう思わないグループ
（問1 住宅） 内 に あ る 同 和 地 区 物 件	まったくこだわらないのでその家を買う（借りる）	24.7%	21.3%	53.9%
	こだわりはあるが条件がよければ買う（借りる）	25.2%	29.5%	45.3%
	どれだけ条件がよくても買わ（借り）ない	23.8%	30.5%	45.7%

今回調査で、「寝た子を起こすな論」を肯定的に受け止めていながら、結婚差別や土地差別を肯定するという、市民意識の矛盾が明らかになった。放置しておけば解消されると考えているにも関わらず、いざ自身に利害がおよぶと、差別する側にまわってしまい、結婚差別については、その傾向が強く表出している。

【2】無関係論の正体

ここでは、問2-B「部落差別はいけないことだが私とは関係のない話だ（以下「無関係論」という）」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて「そう思うグループ」とし、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」をあわせて「そう思わないグループ」とした。

その上で、問7「仮に、あなたのお子さんが（いない場合は、いると仮定してお答えください）恋愛し、結婚を考えている相手が次の人であれば、あなたはどのような態度をとると思いますか」で「C 同和地区出身者」の回答とクロス集計を行ったのが、表3である。なお「無回答」は除外した。

「無関係論」について「そう思うグループ」の「考えなおすように言う」の割合が最も高く37.5%となっており、自分とは関係がないと考えているにも関わらず、自らは結婚差別を肯定するという矛盾した意識を見せている。一方、「無関係論」を否定する「そう思わないグループ」で最も割合が高かったのは「まったく問題にしない」で67.7%となった。自分は部落差別と無関係であると考えている層は、無関係ではないと考えている層よりも、結婚をめぐるでは差別する側になるリスクの高さを示したと言える。

表3 無関係論と結婚差別意識とのクロス集計

		問2-B 部落差別はいけないことだが私とは関係のない話だ		
		そう思うグループ	どちらともいえない	そう思わないグループ
身問者7と結婚するが場合同和地区出	まったく問題にしない	16.2%	16.2%	67.7%
	迷いながらも、結局は問題にしないだろう	24.6%	24.3%	51.1%
	迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう	35.7%	34.9%	29.5%
	考えなおすように言う	37.5%	27.1%	35.4%

次に、問12「もし仮に、あなたが住宅を探しているとした場合に、間取り、交通の便、環境、値段など、自分の目で確かめ、気に入ったとします、その後、その家のすぐ近くに次のような条件があるとわかった場合、あなたはどうしますか」で「B 物件（住宅）が同和地区内にある」の回答とクロス集計を行ったのが、表4である。「無回答」は除外した。

「無関係論」について「そう思うグループ」の「どれだけ条件がよくても買わ（借り）ない」が33.3%となっており、自分には関係がないと考えているにも関わらず、自らは土地差別を肯定するという矛盾した意識を見せている。一方、「無関係論」を否定する「そう思わないグループ」で最も割合が高かったのは「まったくこだわらないので、その家を買う（借りる）」で66.3%となった。自分は部落差別と無関係であると考えている層は、無関係ではないと考えている層よりも、物件をめぐっては差別する側になるリスクの高さを示したと言える。

表4 無関係論と物件忌避意識とのクロス集計

		問2-B 部落差別はいけないことだが私とは関係のない話だ		
		そう思うグループ	どちらともいえない	そう思わないグループ
（問12内）住宅がある同和地区物件	まったくこだわらないのでその家を買う（借りる）	16.3%	17.4%	66.3%
	こだわりはあるが条件がよければ買う（借りる）	24.8%	24.8%	50.4%
	どれだけ条件がよくても買わ（借り）ない	33.3%	30.5%	36.2%

【3】学習経験が意識に与える影響

前回調査でも学習経験や市民の人権意識に与える影響について詳細分析で記述したが、今回も同様にクロス集計を実施した。

まず、問15の「A. 部落差別（同和問題）」の学習経験について、総数と年齢別にまとめたのが表5である。ここでは、志摩市の取組が直接的に関連している「小学校で受けた」「中学校で受けた」の義務教育における項目と、「住民対象の講座で受けた」の市民への啓発や社会教育に関する項目の3点で見ることにした。総数では、義務教育で約3割、住民対象の講座では1割以下の参加状況となっている。年齢では義務教育は年齢が低いほど学習経験は多い。

表5 年齢別小学校、中学校、住民対象の講座を受けた経験

	小学校で受けた	中学校で受けた	住民対象の講座で受けた
総数	29.8%	33.3%	7.3%
18～29歳以上	74.3%	42.9%	0.0%
30歳代	62.5%	68.8%	6.3%
40歳代	71.2%	64.4%	4.1%
50歳代	39.3%	54.7%	12.0%
60歳代	20.5%	27.6%	4.7%
70歳以上	7.2%	12.0%	8.4%

問15で「A. 部落差別（同和問題）」の学習経験と問7-Cの子どもの結婚相手が同和地区出身者である場合の態度についてクロス集計をしたのが表6である。小学校、中学校、住民対象の講座を「受けた」経験のある市民は、「受けていない」市民より、「まったく問題にしない」で高い割合を示している。

また、「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」「考えなおすように言う」の集計結果では、学習経験で相関関係が見られる。

表6 学習経験と結婚差別意識とのクロス集計

		問15 あなたは、学校や職場、地域で、部落差別（同和問題）の学習を受けたことがありますか					
		小学校		中学校		住民対象の講座	
		受けた	受けていない	受けた	受けていない	受けた	受けていない
問7 子どもの結婚相手が同和地区出身者である場合	まったく問題にしない	43.9%	56.1%	45.7%	54.3%	14.6%	85.4%
	迷いながらも、結局は問題にしないだろう	27.9%	72.1%	33.6%	66.4%	4.9%	95.1%
	迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう	23.3%	76.7%	28.3%	71.7%	5.8%	94.2%
	考えなおすように言う	29.8%	70.2%	25.5%	74.5%	4.3%	95.7%

次に、問15で「A. 部落差別（同和問題）」の学習経験と問12-Bの気に入った物件が同和地区にある場合の態度についてクロス集計をしたのが表7である。小学校、中学校、住民対象の講座を「受けた」経験のある市民は、「受けていない」市民よりも、「まったくこだわらないのでその家を買う（借りる）」で高い割合を示している。「こだわりはあるが条件がよければ買う（借りる）」「どれだけ条件がよくても買わ（借り）ない」を見てもわかるように、学習経験による市民意識への相関関係が見られる。

表7 学習経験と物件忌避意識とのクロス集計

		問15 あなたは、学校や職場、地域で、部落差別（同和問題）の学習を受けたことがありますか					
		小学校		中学校		住民対象の講座	
		受けた	受けていない	受けた	受けていない	受けた	受けていない
問12-B （住宅）が同和地区 内にある物件	まったくこだわらないのでその家を買う（借りる）	39.5%	60.5%	44.8%	55.2%	14.5%	85.5%
	こだわりはあるが条件がよければ買う（借りる）	29.4%	70.6%	31.6%	68.4%	5.7%	94.3%
	どれだけ条件がよくても買わ（借り）ない	28.0%	72.0%	32.5%	67.5%	4.0%	96.0%

【4】講座参加経験の有無が意識に与える影響

ここでは、問16の市が主催する人権講座や保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小中学校での人権講演会（以下「保育所等人権講演会」という）の参加経験と、問5-Cの精神障がい者のための生活施設の施設コンフリクトの受け止め方とをクロス集計したのが表8である。「1回～2回参加した」「3回以上～9回以下参加した」「10回以上参加した」の3つを「1回以上参加」とした場合、「1回以上参加」は「地域住民とともに生活するのは当然のことであり、計画に反対するのは、人権を侵害している」で高い割合を示しており、「参加したことがない」では「計画には抵抗はあるが仕方がない」「計画に反対するのは当然だ」が高い割合を示している。

表8 人権講座の参加経験と精神障がい者施設のコンフリクトとのクロス集計

		問16 過去8年間での人権講座等の参加経験	
		1回以上参加	参加したことがない
問5-C 精神障がい者のための生活施設	人権侵害	17.1%	82.9%
	人権侵害とはいえない	10.9%	89.1%
	どちらともいえない	8.0%	92.0%

次に、問16の「保育所等人権講演会」の参加経験と、問6-Aの家主が賃貸マンションを外国人であることを理由に貸すことを断ることについての意識について、クロス集計したのが表9である。「1回以上参加」とした場合、「1回以上参加」は「人権を侵害している」で高い意識を示しており、「参加したことがない」では、「誰に貸すかは家主の自由だから断っても人権侵害とはいえない」「どちらともいえない」で高い割合を示している。

表9 人権講座の参加経験と外国人の入居拒否とのクロス集計

		問16 過去8年間での人権講座等の参加経験	
		1回以上参加	参加したことがない
問6-A 家主による外国人の入居拒否	人権侵害	19.5%	80.5%
	人権侵害とはいえない	11.0%	89.0%
	どちらともいえない	13.5%	86.5%

次に、問16の「保育所等人権講演会」の参加経験と、問7-Cの子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合の態度について、クロス集計したのが表10である。「1回以上参加」とした場合、「1回以上参加」は「まったく問題にしない」で高い意識を示しており、「参加したことがない」では、「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」「考えなおすように言う」で高い割合を示している。

表10 人権講座の参加経験と結婚差別意識とのクロス集計

		問16 過去8年間での人権講座等の参加経験	
		1回以上参加	参加したことがない
問7 子どもの結婚相手が同和地区出身者である場合	まったく問題にしない	21.5%	78.5%
	迷いながらも、結局は問題にしないだろう	13.9%	86.1%
	迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう	8.8%	91.2%
	考えなおすように言う	2.1%	97.9%

次に、問16の「保育所等人権講演会」の参加経験と、問12-Bの気に入った物件が同和地区にある場合の態度について、クロス集計したのが表11である。「1回以上参加」とした場合、「1回以上参加」は「まったく問題にしない」で高い意識を示しており、「参加したことがない」では「どれだけ条件がよくても買わ(借り)ない」で高い割合を示している。

表 1 1 人権講座の参加経験と物件忌避意識とのクロス集計

		問 1 6 過去 8 年間での人権講座等の参加経験	
		1 回以上参加	参加したことがない
問 1 2 - B 物件（住宅） が同和地区に ある	まったくこだわらないのでその家を買う（借りる）	23.8%	76.2%
	こだわりはあるが条件がよければ買う（借りる）	12.7%	87.3%
	どれだけ条件がよくても買わ（借り）ない	6.8%	93.2%

【 7 】 マイノリティ等との接触が意識に与える影響

ここでは、問 1 7 - A のマイノリティ等（同和地区出身者）との関係性と、問 7 - C の子どもの結婚相手が同和地区出身者である場合の態度についてクロス集計をしたのが表 1 2 である。「家族や親戚以外で親しく付き合っている人がいる」「家族や親戚にいる」では、「まったく問題にしない」で高い割合を示しており、「いない」では「考えなおすように言う」が高い割合を示している。

表 1 2 同和地区出身者との関係性と結婚差別意識とのクロス集計

		問 1 7 あなたは同和地区出身の友人や知人、家族や親戚がいますか				
		いない	わからない	親しいといえないがいる	家族や親戚以外で親しく付き合っている人がいる	家族や親戚にいる
問 7 子どもの結婚相手が同和地区出身者である場合	まったく問題にしない	31.0%	18.5%	19.6%	19.0%	8.9%
	迷いながらも、結局は問題にしないだろう	53.1%	11.9%	19.1%	5.4%	4.3%
	迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう	69.2%	7.7%	9.2%	6.9%	3.1%
	考えなおすように言う	70.0%	6.0%	14.0%	2.0%	4.0%

次に、問 1 7 - A のマイノリティ等（同和地区出身者）との関係性と、問 1 2 - B の気に入った物件が同和地区である場合の態度についてクロス集計をしたのが表 1 3 である。「家族や親戚以外で親しく付き合っている人がいる」「家族や親戚にいる」では、「まったくこだわらないのでその家を買う（借りる）」で高い割合を示しており、「いない」では「どれだけ

条件がよくても買わ（借り）ない」が高い割合を示している。

表 1 3 同和地区出身者との関係性と物件忌避意識とのクロス集計

		問 1 7 あなたは同和地区出身の友人や知人、家族や親戚がいますか				
		いない	わからない	親しいといえないがいる	家族や親戚以外で親しく付き合っている人がいる	家族や親戚にいます
問 1 2 - B 物件（住宅）が同和地区にある	まったくこだわらないのでその家を買う（借りる）	38.2%	14.6%	18.0%	15.7%	9.6%
	こだわりはあるが条件がよければ買う（借りる）	51.9%	13.6%	17.4%	8.1%	3.4%
	どれだけ条件がよくても買わ（借り）ない	63.4%	10.3%	15.5%	3.8%	3.8%

次に、問 1 7 - E の人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人との関係性と、問 7 - C の子どもの結婚相手が同和地区出身者である場合の態度についてクロス集計をしたのが表 1 4 である。「親しいといえないがいる」「家族や親戚以外で親しく付き合っている人がいる」では、「まったく問題にしない」で高い割合を示しており、「いない」では「考えなおすように言う」「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」が高い割合を示している。

表 1 4 人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人との関係性と結婚差別意識とのクロス集計

		問 1 7 あなたは人権問題の解決に熱心に取り組んでいる友人や知人、家族や親戚がいますか				
		いない	わからない	親しいといえないがいる	家族や親戚以外で親しく付き合っている人がいる	家族や親戚にいます
問 7 子どもの結婚相手が同和地区出身者である場合	まったく問題にしない	48.8%	28.0%	8.3%	8.9%	2.4%
	迷いながらも、結局は問題にしないだろう	54.9%	28.9%	4.7%	2.5%	1.1%
	迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう	66.9%	19.2%	4.6%	0.8%	3.1%
	考えなおすように言う	64.0%	22.0%	2.0%	2.0%	2.0%

次に、問 1 7 - E の人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人との関係性と、問 1 2 - B の気に入った物件が同和地区である場合の態度についてクロス集計をしたのが表 1 5 であ

る。「親しいといえないがいる」「家族や親戚以外で親しく付き合っている人がいる」では、「まったくこだわらないのでその家を買う（借りる）」で高い割合を示しており、「いない」では「どれだけ条件がよくても買わ（借り）ない」が高い割合を示している。

表 1 5 人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人との関係性と物件忌避意識とのクロス集計

		問 1 7 あなたは同和地区出身の友人や知人、家族や親戚がいますか				
		いない	わからない	親しいといえないがいる	家族や親戚以外で親しく付き合っている人がいる	家族や親戚にいます
問 1 2 - B 物件（住宅）が同和地区にある	まったくこだわらないのでその家を買う（借りる）	44.4%	29.8%	9.6%	6.7%	2.2%
	こだわりはあるが条件がよければ買う（借りる）	57.9%	25.5%	6.0%	3.4%	1.7%
	どれだけ条件がよくても買わ（借り）ない	65.3%	24.4%	1.9%	1.4%	1.9%

ここまで見てきたように、マイノリティや人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人との関係性が近い市民は、「いない」と回答した、関係性がないとする市民と比べ、差別につながる意識が低いことが明らかになった。

Ⅲ 調査結果を踏まえた政策提言

こうした人権問題に関する市民意識調査は、調査することを目的に実施されるものではなく、社会問題である人権問題や差別問題を解消するため、どのような施策を展開することが問題解決に有効となるかを検討し実施するための基礎資料とするものである。今回の結果は前回調査から体系的に全庁的に、調査結果の一つひとつを改善するための具体策が実施されてきたとは言い難い結果となったことは言うまでもない。学校教育を中心とする学習経験が調査結果の改善につながっているものの、9年もの間に実施されてきた人権講座等を見ても「1回～2回参加した」「3回以上～9回以下参加した」「10回以上参加した」をあわせて13.1%という結果であった。市条例では、第2条で「市は、前条の目的を達成するため、同和対策審議会答申の精神を基調として、あらゆる差別をなくすための基本方針を明らかにし、必要な施策を総合的、計画的、積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。」としており、部落差別に関して1965年に出された「同和対策審議会」答申では、前文で「恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するも

のである。」としており、問題の解決に有効な施策を速やかに展開し解決することが条例で規定されている。このようなことを踏まえ、以下、実施されるべき施策について提言する。

【1】審議会における市の人権施策の評価や改善、政策提案

市条例の第7条では「志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための審議会（以下「審議会」という）」の設置が規定されている。

また、「審議会は、人権施策に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。」とされている。今回調査では、前回調査と比べ、人権講座や講演会に参加した市民が8年間で2割に及ばなかったことや、改善されつつもその改善度合いが高いとは言えない割合であること、悪化した項目があること、改善が見られたとは言えない結果などが見られた。このような結果に至った既存施策の評価を行うとともに、人権意識の実態に関して、原因や背景、課題を整理し、市民意識の改善に有効となる施策が提案されるよう取り組まれる必要がある。

【2】全庁的な人権施策の展開

市条例の第5条では「市は、目的達成のための諸施策を効果的に推進するため、行政組織の整備、充実に努めるものとする。」とされている。人権とは、権利や自由の総称であることを前述してきた。衣・食・住にはじまり、医療や福祉、交通（移動）などは、人権そのものであると憲法で規定されている。また、障害者権利条約や子どもの権利条約も、人権に直結することは言うまでもない。そのため、住宅行政、福祉行政、医療行政、就労・労働行政、交通行政、障がい行政、子ども・教育行政をはじめ、男女共同参画や多文化共生など、庁内のあらゆる部局に人権が「横串」のように、横断的であることを全職員が自覚することが必要となる。自覚だけでなく、人権保障の具体化につながる施策の展開が、人権市民協働課以外の部課で展開される必要がある。庁内における人権施策の実施体制を構築すること、全庁的な人権施策の展開が実施されること、人権市民協働課が有する分掌の「人権施策」は、市民啓発はもとより、人権尊重が真に実現されるための施策の展開と、庁内各課の人権施策の企画・調整等に取り組まれる必要がある。

【3】市民の人権意識の向上と問題解決に有効となる教育・啓発等の展開

1. 法令と人権の基礎基本の正確な認識につながる内容

今回調査では、市民の法令への認識は高いとは言えない結果となった。前述したように、人権についての正確な理解を得るためには、憲法や世界人権宣言、国際人権規約や国際諸条約に関する知識が最低でも必要となるため、市民への周知徹底が求められる。

2. マジョリティに向けて構成されてきた、マジョリティに優位な社会であることへの認識につながる内容

マジョリティには、人権が保障される構造や制度等がすでに用意されている社会となっている一方、マイノリティは、人権が保障されていない、保障されにくい構造や制度等となっており、人権が侵害されたり、制限されたりする問題が日常生活のさまざまな場面で生じるという社会になっている。まずは、このことを特にマジョリティが自覚する必要があるということである。この社会は、マジョリティに向けて構成されてきているため、マジョリティにとっては、人権保障は空気のように「あって当たり前」なので、人権の重要性に気づきにくく、人権への学びに関して無関心や消極的になりやすい構造が働いている。そのため、平時から、マジョリティ側の属性を意識させられることすらない社会のなかで生きることが努力や実績とは無関係に用意されている。一方、マイノリティにとっては、人権に無関心ではいられない。平時から属性を意識させられる場面に遭遇するなど、マジョリティと比べて不利な条件を強いられやすい構造となっており、人権に係わる情報を有していないと生存権すら保障されない状況に置かれやすい。こうした構造への正確な認識をもつことができる教育や啓発が求められる。

また、差別等は制度や慣習等の構造の問題であり、この構造はマジョリティによってつくられ、マジョリティによって維持され、支えられている。さらに、差別等に対して「何もしない」ことはニュートラルではなく、差別等に加担するリスクや可能性を有していることから、市民に向けて、無関心でいられても無関係ではいられないことを認識できる教育・啓発も求められる。

3. マイノリティが置かれている不公正や、マイノリティに及ぶ差別や人権侵害、人権問題の現状認識につながる内容

差別等の正確な現状認識なしに、解決に向けた行動にはつながることはない。マイノリティを取り巻く不公正や差別等の現状について、市民が正確な現状認識をもてるような教育や啓発内容が求められる。学校教育においては、歴史を重点的に取り組むのではなく、まずは現代における差別等の現状から学習に入り、その差別等の歴史についても触れていくような内容や流れで学習を進めることが求められる。

4. アンコンシャスバイアスとマイクロアグレッション

アンコンシャスバイアス（無意識の思い込みや決めつけ）はたいていの人が有しており、アンコンシャスバイアスがマイクロアグレッション（無意識の日常的差別）を生み出し、差別的な意図や悪意をもたないなかで、他者への被害を与えてしまうことがある。差別問題に関し、市民が「自分事」として捉えることができるようになるために、まずは「自分には思い込みや決めつけ、偏見がある」ことを自覚できるようになること、「自分は無意識に誰かを傷つけてきたのかもしれない」と自覚的になることができ、「寝た子を起こすすなでは、無意識の偏見や差別に気づけない」という認識へとつながる教育・啓発が求められる。アンコンシャスバイアス等は、就学前から保護者とともに取り組める内容でもあり、子どもたちが

成長とともに、その年齢に応じた学習が積みあがるように、保護者に向けても学びが積みあがるような学習・研修カリキュラムの作成が求められる。

5. 人権問題解決に遅滞等をもたらす意識に対抗するための内容

今回の調査で明らかになった意識面の課題を克服するために、学習内容の組み立ては必須である。寝た子を起こす論、無関係論、逆差別論は長年にわたる課題であるにも関わらず、学校教育における部落問題学習のなかで、このテーマが取り上げられないことは、問題の解消を遅滞させることでしかない。市民意識調査で明らかになった課題の解消に具体的につなげるために、学校において、こうした内容が取り上げられるしくみを確立し、小中学校で年齢に応じた学習カリキュラムを作成するなどの取組が求められる。

6. マイノリティ等との交流につながる取組

クロス集計で述べたように、マイノリティ等との関係性が、市民の人権意識に影響を与えていることが明らかになった。マイノリティとマジョリティとの交流機会が得られるような事業を実施することが求められる。事業を通して、マジョリティが外国籍住民、「障がい」者、同和地区出身者等と交流し合うことを通じて、意識の改善につながるよう、全庁的に事業が実施されるよう提案したい。

【4】講座等を受講する市民を増やすシステムの構築

今回調査では、過去8年間で1回以上、人権講座等に参加した市民は13.1%と2割にも満たなかった。クロス集計で述べたように、講座等への参加経験が市民の人権意識に影響を与えていることから、下記の内容を提案したい。

1. すべての保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小中学校において、保護者を対象とした人権研修が実施される体制・システムを構築すること。
2. 事業所や団体における人権研修が実施されるシステムを構築すること。公共事業の入札に関わり、県や市が主催する人権講演会に参加した場合、加点される制度や指定管理に関わって契約団体との契約内容に人権への取組を位置づけ、審議会が評価する制度を導入すること。
3. 居住地（旧市町単位）における啓発体制の構築や、自治会単位での人権への取組が展開されるしくみをつくること。市職員や市内で働く、居住している公務員（保育士や教育公務員含む）が率先して参加・参画すること。
4. 社会教育や啓発事業において、人権講座等を増やすとともに、柔軟に参加ができる開催日時や場所、開催方法で実施すること。

【5】相談体制の充実

今回調査でも、人権侵害を受けている市民の多くが泣き寝入りの状態となっていること

が明らかになっており、さらに相談窓口の認知度は高いと言える結果にないことから、改めて周知徹底に取り組む必要がある。すべての保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小中学校をはじめ、高等学校の協力も得て、すべての保護者に相談窓口の周知をはかることをはじめ、下記の取組を提案したい。

1. 人権相談を受ける職員の資質やスキルを向上すること。
2. LINE などの SNS を活用した相談受付を実施すること。
3. 相談事例が解決された事例を公表し、市民に周知すること。
4. 相談に関するフローチャートを作成し、市民に周知すること。

【6】実態調査

市条例の第4条では、「市は、目的達成のために必要な施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査を行うものとする。」とされている。今回のように市民の人権意識の実態を把握するための調査も実態調査であるが、差別の現状をより詳細に把握するために、マイノリティに及ぶ差別被害の現状を把握するためのヒアリングやアンケート調査の実施を提案したい。隣保館や教育集会所を利用している子どもの保護者を対象に、隣保館等のニーズ調査を行い、調査項目のなかに差別被害の有無を設け、ヒアリングに応じることの可否を問うかたちで差別被害の実態調査を実施している自治体もあるため、参考にしながら実施されることが望ましい。

【7】差別や人権侵害の禁止等の条例改正の必要性

市条例では、市民の責務として「自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。」と求めているが、調査結果は前回調査に引き続き、差別を肯定する市民の存在が明らかになっていることから、市民の意識に影響を与える新たな取組やしぐみの導入が求められる。

市条例は、2004（平成16）年10月に施行されたものであり、2004年以降、国際条約の批准、国内での新法の施行・県人権条例の全部改正、ネットを含めた差別や人権侵害を取り巻く状況変化などを踏まえると、条例は現行のテーマに的確に対応できるものとなっているとは一概に言えない状況にある。これらのことを踏まえ、まずは市民等との「共通のものさし」として「差別・人権侵害とは何か」を定義すること、定義した差別や人権侵害行為を禁止すること、禁止している差別や人権侵害が発生した場合、首長による取組が展開されること等、相談体制の強化改正などを規定した条例改正が必要であろう。